

公 告

佐賀県有財産売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

令和 7 年 6 月 23 日

収支等命令者

佐賀県総務部資産活用課長 椿原 淳子

1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

| 番号 | 【物件の名称】 所在地 | 土地面積 (公簿) | 建物面積 (公簿) | 予定価格 (最低売却価格) | 入札日時・場所 |
|----|---|---|--------------|------------------|---|
| 1 | 【旧職員宿舎 1873 号 (旧大町署長公舎)】 杵島郡大町町大字福母 字三本杉 619 番 3、622 番 3 | 419.78 m ² | — | 480 万円 | 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 佐賀県旧自治会館 1 階 5 号会議室 ・受付 10 時 15 分 ・入札 10 時 30 分 |
| 2 | 【旧日の隈寮跡地】 神崎市神埼町城原字北外 2701 番 1、2701 番 2、 2725 番 3 | 11,532.13 m ² ※実測面積 11,533.05 m ² | — | 1 億 2,250 万円 | 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 佐賀県旧自治会館 1 階 5 号会議室 ・受付 13 時 30 分 ・入札 13 時 45 分 |

【参考】入札スケジュール

| | |
|---|---------------------------------------|
| 入札公告日 | 令和 7 年 6 月 23 日 (月) |
| 入札参加申込期間 | 入札公告日から令和 7 年 8 月 4 日 (月) 17 時 15 分まで |
| 入札及び落札者の決定 | 令和 7 年 8 月 18 日 (月) |
| 売買 (、建物) 契約書 (案) (以下「契約書 (案)」とい う。) の返送期限 | 契約書 (案) を発送した日から 15 日を経過した日 |
| 契約保証金の納付期限 | 納入通知書兼領収証書を発送した日から 15 日を経過した 日 |
| 売買代金の納付期限 | 納入通知書兼領収証書を発送した日から 30 日を経過した 日 |

2 入札参加申込み

入札参加希望者は、一般競争入札参加事前申込書及びその添付書類（詳しくは入札案内書に記載）を、令和7年8月4日（月）17時15分までに、佐賀県総務部資産活用課へ郵送（必着）又は持参してください。

期限までに入札参加申込みがない場合は、入札に参加できません。

3 入札の参加資格

入札は、個人・法人を問わず参加できますが、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は参加できません。

なお、入札参加資格（購入資格）の有無を確認するため、入札参加者等が暴力団関係者でないことを警察本部に照会することとしておりますのでご了承ください。

また、未成年者の場合は、法定代理人の同意書が必要です。

- (1) 一般競争入札参加事前申込書を提出していない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 上記（4）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※契約締結後に、契約者が上記（2）から（5）までに該当することが判明した場合は、当該契約は無効となり違約金等が発生します。詳しくは契約書(案)をご確認ください。

●地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義) (一部抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

4 公序良俗に反する土地の使用等の禁止について

(1) 暴力団事務所の利用等の禁止

売買契約締結の日から10年間、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

5 用途の制限について【物件番号2のみ】

売買契約締結の日から10年間、売買物件を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途又はその他これに類する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

6 入札保証金

入札参加者は、契約金額（入札金額）の100分の5以上の額を、次のいずれかの方法により納付してください。

(1) 現金

(2) 銀行振出小切手

入札保証金は、入札の受付の際に預かります。また、振込による納付を希望される場合は、令和7年8月12日（火）17時15分までに佐賀県が指定する口座に振り込んでください。（振込先については後日お知らせします。）

なお、落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金に全額充当し、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還します。

7 入札書の提出方法

1の入札日時に入札会場に直接持参してください。事前の郵送又は事前の直接持参で参加される場合は、令和7年8月12日（火）17時15分までに佐賀県総務部資産活用課へ郵送又は持参してください。（※郵送の場合は当日消印有効ではなく必着です。）

入札書を提出するときは、「入札書」、「身分を証明できるもの（運転免許証等）のコピー」、「入札保証金還付請求書」等の提出が必要となります。（詳しくは入札案内書をご確認ください。）

8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効となります。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものを提出した者

- (4) 保証金を納付していない者及び保証金の納入額が不足する者
- (5) 同一物件について複数の入札をした者
- (6) 代理人でその資格がない者、又は代理人でその権限を証する書面（委任状）を提出せず、その資格について佐賀県の確認を得ていない者
- (7) 電話、FAX等により入札を行おうとする者
- (8) 指定時間までに入札書等を提出しなかった者
- (9) 入札に関し、佐賀県の担当職員の指示に従わなかった者
- (10) その他、入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者

9 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は入札を延期し又は中止します。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他不正を行い、又は行おうとしていると認められるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- (3) その他必要があると認めるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札書の金額が、佐賀県が事前に定めた予定価格以上の金額で、入札参加者のうち最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 最高金額の入札者が2人以上あるときは、その場で直ちにくじを実施し、くじにより落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
なお、事前の郵送又は事前の直接持参により入札に参加する者で、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- (3) 開札の結果、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。

事前の郵送又は事前の直接持参により入札に参加された方には、開札後に開札結果を電話等にてお知らせします。

11 再入札

- (1) 開札の結果、最高入札金額が予定価格に達しない場合は、その場で直ちに再入札を行います。（入札は最初の入札を含め原則3回までとします。）
- (2) 再入札に参加できる方は、最初の入札に参加した者に限ります。事前の郵送又は事前の直接持参により入札に参加される方は、再入札に参加できません。
- (3) 再入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高入札金額を上回る金額で入札してください。上回らない金額の入札は、無効になります。
- (4) 最高入札金額が予定価格に達する見込みがない場合には、入札を打ち切ることとします。

12 その他必要事項

- (1) この入札公告及び関係法令のほか、入札案内書及び物件詳細情報に記載された内容を承知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 物件詳細情報の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。現況と相違している場合は、現況が優先します。

また、図面についても、現状と異なる場合があります、周辺図に表記されている個人名等についてもこれを特定するものではありませんので、あらかじめご了承ください
- (3) 物件は全て現況引き渡しです。したがって、当該土地に設置されている現地看板の他、工作物等（地下の埋設物も含む）が存在する場合であっても、そのままの引き渡しとなります。
- (4) 原則として、地下埋設物、土壌調査及び地盤調査等個別調査は行っていません。
- (5) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて購入者において行っていただきます。
- (6) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて購入者により行っていただきます。また、売買契約締結後に越境関係等が判明した場合も同様です。
- (7) 開発など建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び各市町の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係機関に相談のうえ、確認を行ってください。
- (8) 売買契約締結後、何か出土したり、工作物、樹木が倒壊したといった場合や地盤が脆弱であったり、地滑りが発生したといった場合も佐賀県は一切責任を負いません。
- (9) 売買契約締結後、引き渡しまでの間に当事者双方の責に帰すことのできない事由により売買物件が滅失し、又はき損した場合、契約者は佐賀県に対して契約の解除を申し出ることができます。
- (10) 物件詳細情報等に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。また、地方公共団体等の条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。
- (11) 売買契約及び登記は、特別な事由がある場合を除き、一般競争入札参加事前申込書に記載された名義で行います。
- (12) 購入物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守してください。購入物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守するとともに、近隣住民や自治会等へ十分に配慮し、説明対応等が必要な場合は購入者の責任において誠意をもって十分に行ってください。紛争等が生じた場合は、購入者の責任と費用負担において対応し解決してください。
- (13) その他この入札公告に定めのない事項については、佐賀県財務規則その他関係法令等の定めるところによります。

【物件番号2のみ】

- (14) 売買契約には契約書に定める用途制限等に違反した場合に県が土地を買い戻すこと

ができる買戻し特約を付します。買戻し特約の登記は所有権移転登記と同時に行います。

13 公法上の規制等

| 物件番号 | 法令に基づく制限 |
|------|---|
| 1 番 | 旧職員宿舎 1 8 7 3 号 (旧大町署長公舎) 【都市計画法・建築基準法】 都市計画：都市計画区域外 用途地域：指定無し 建ぺい率：－ 容積率：－ 高度制限：指定無し 防火地域：建築基準法第 22 条区域 【文化財保護法】 周知の埋蔵文化財包蔵地 地域外 |
| 2 番 | 旧日の隈寮跡地 【都市計画法・建築基準法】 非線引き都市計画区域 用途地域：指定無し 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度制限：指定無し 防火地域：指定無し 【文化財保護法】 周知の埋蔵文化財包蔵地 (北外遺跡) |

14 入札案内書等の配布場所及び入札に関する問い合わせ先

佐賀県総務部資産活用課 資産戦略・利活用担当 (直通 0952-25-7197)

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

E-mail: shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

15 その他

佐賀県のホームページにて入札に関する情報を掲載しています。

アドレス: <https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji003107652/index.html>

上記ホームページにて、入札情報や入札案内書等の閲覧・ダウンロードができます。